

一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザル募集要領

一宮市上下水道部では、次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行います。参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書に必要書類を添付のうえ提出してください。

1 業務委託概要

(1) 業務名称

一宮市水道料金徴収等業務委託（以下「本業務委託」という。）

(2) 業務対象区域

一宮市給水区域及び一宮市が必要と定めた区域とする。但し、収納業務及び滞納整理業務については、日本国内とする。

(3) 本業務委託の内容

- ① 受付業務
- ② 検針業務
- ③ 開栓・閉栓業務
- ④ 調定・収納業務
- ⑤ 水道新設開始・水道改造開始・下水開始等台帳登録業務
- ⑥ メーター入出庫及び保管業務
- ⑦ 検定満了メーター一括取替業務
- ⑧ 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱業務
- ⑨ 滞納整理業務
- ⑩ 電子計算処理業務
- ⑪ 統計業務
- ⑫ 不納欠損準備及び債権管理業務
- ⑬ 災害時の対応業務
- ⑭ 時間外の待機業務
- ⑮ その他①から⑭に附帯する業務で、一宮市上下水道部が必要とする業務

本業務委託の詳細内容については、一宮市水道料金徴収等業務委託仕様書及び電子計算処理業務要求水準書のとおりとします。

(4) 委託期間

委託期間は、本業務委託の契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。但し、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までは、本業務委託の準備期間とし、業務履行期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。なお、本業務委託の準備期間に係る経費等は、受託者の負担とする。

また、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することがあります。

(5) 本業務委託に係る提案見積限度額

(総額)

1,612,680,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等」という。）を除く。）

(年度別提案見積限度額)

令和 8 年度 322,536,000 円（消費税等を除く。）

令和 9 年度 322,536,000 円（消費税等を除く。）

令和 10 年度 322,536,000 円（消費税等を除く。）

令和 11 年度 322,536,000 円（消費税等を除く。）

令和 12 年度 322,536,000 円（消費税等を除く。）

この金額は、契約金額を示すものではありません。また、提案見積金額は、この提案見積限度額を超えてはならないものとします。

(6) 提案見積書及び見積内訳書

提案見積金額は、本業務委託全体に要する費用の総額（消費税等を除く。）で記入してください。

2 参加資格要件

本業務委託についてのプロポーザルに参加できる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (3) 令和 6・7 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (4) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 令和 2 年度以降において、給水人口 20 万人以上の水道事業体と本業務委託内容と同種又は類似の業務について契約をし、受託業務実績を有している者であること。
なお、本業務委託内容と同種又は類似の業務とは、水道使用の中止開始届・地下埋設物照会などの受付業務、窓口での水道料金等の収納業務、定例のメーター指針確認及び審査・再調査を行う検針業務、中止開始届に係る開閉栓業務（中止精算を含む）、給水停止実施を含む滞納整理業務、電算システムの開発・運用の電子計算処理業務、メーター入出庫及び保管業務までの業務を全て含むものとする。
- (6) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) プライバシーマーク又は ISO27001 の情報セキュリティ関連認証等を取得していること。
- (8) プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

- ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）関係。
- ② 親会社を同じとする子会社の関係。

イ 人的関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている関係。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は、民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任されたものをいう）を兼ねている関係。

3 実施方法

(1) 評価検討会の設置及び選定

プロポーザルにおける審査及び受託候補事業者を選定するため、一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザルによる事業者選定評価検討会（以下「評価検討会」という。）を設置します。

評価検討会は、プロポーザル参加申込書や業務提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）を審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高い者を受託候補事業者として選定します。

(2) 実施日時

プロポーザルによる受託候補事業者の選定は、以下の日程により実施します。

	内 容	実施日及び期間
1	プロポーザル参加募集の公告	令和7年4月 4日（金）
2	プロポーザル参加申込書の提出期限	令和7年4月11日（金）午後3時まで
3	第1回事業者選定評価検討会 （参加資格審査等）	令和7年4月16日（水）
4	プロポーザル参加資格審査結果通知	令和7年4月21日（月）
5	提案書等の作成に必要な資料閲覧並びに質問書 受付期間 （資料閲覧はプロポーザル参加資格審査結果通知書に記載した日）	令和7年4月24日（木）から 令和7年5月 2日（金）午後3時まで
6	質問書の回答期限	令和7年5月16日（金）
7	提案書等の提出期間	令和7年5月20日（火）から 令和7年5月26日（月）午後3時まで
8	プレゼンテーション及びヒアリング開催通知	令和7年6月 9日（月）
9	業務提案書に係るプレゼンテーション及びヒア リングの実施	令和7年6月23日（月） （予備日 令和7年6月25日（水））
10	第2回事業者選定評価検討会 （審査、受託候補事業者の選定）	令和7年6月23日（月） （予備日 令和7年6月25日（水））
11	受託候補事業者の決定	令和7年6月下旬
12	受託候補事業者選定結果通知書又は受託候補事 業者非選定結果通知書の送付	令和7年6月下旬
13	契約内容に関する詳細打合せ	令和7年7月中旬
14	契約締結	令和7年7月下旬
15	本業務準備期間	契約締結日から 令和8年3月31日（火）
16	本業務開始	令和8年4月 1日（水）

4 参加申込み手続き等

- (1) プロポーザル参加申込書の交付は、一宮市公式ウェブサイト＞しごと・産業＞企画提案＞営業課の企画提案 からダウンロードしてください。

ID：1065357

- (2) 参加申込事業者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）に必要書類を添付の上、提出期限までに提出してください。

なお、審査結果は、評価検討会によって参加申込事業者の参加資格を審査の上、プロポーザル参加資格審査結果通知書で通知します。

(3) 提出書類

参加申込事業者は、参加申込書の提出期限までに、次の書類を添付して一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）に提出してください。

① 会社概要書（様式第 2-1 号）

- ・履歴事項全部証明書 ※法務局で、申込日前 3 か月以内に発行されたもの
- ・パンフレット等がある場合は、添付する。

② 賠償保険等の加入状況に係る書類

不測の事態に対応するための賠償保険や受託業務に係るその他諸種保険の加入状況について確認できるもの（一宮市または第三者に対する損害を賠償するための損害賠償保険、個人情報等の漏洩による損害賠償のための個人情報等漏えい賠償保険等）

- ・加入中である保険証書の写し

③ 類似業務受託実績表（様式第 3 号）及び 2 参加資格要件（5）に規定する同種又は類似の業務実績を証する契約書の写し（参加資格要件を満たす受託実績を 1 件記入する。）

④ 認証取得状況届（様式第 5 号）

情報セキュリティ関連の認証取得状況、認証の写しを添付する。

(4) 提出期限

参加申込書の提出期限は、令和 7 年 4 月 11 日（金）午後 3 時までとします。なお、提出期間については、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。また、令和 7 年 4 月 11 日（金）にあつては、午前 9 時から午後 3 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(5) 提出先

〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市役所本庁舎 10 階
一宮市上下水道部営業課 プロポーザル担当

(6) 提出方法は、参加申込事業者による持参とします。

(7) 参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第 14 号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

5 資料の閲覧

資格審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、日時を指定し、提案書等の作成に必要な資料の閲覧を実施します。なお、指定日時以外の資料閲覧は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものと判断します。但し、資料の持ち出しは認めず、閲覧において知り得た情報を他に漏らしてはなりません。

(1) 実施日時 プロポーザル参加資格審査結果通知書に記載した日時

(2) 参加人数 各参加事業者 4 名以内

6 提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る提案書等を作成の上、提出期限までに提出してください。

(1) 提出期間

令和 7 年 5 月 20 日（火）から令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 3 時までの間に提出のこと。
なお、提出期間については、休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。また、令和 7 年 5 月 26 日（月）にあつては、午前 9 時から午後 3 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(2) 提出先

〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市役所本庁舎 10 階
一宮市上下水道部営業課 プロポーザル担当

(3) 提出方法

提出方法は、参加事業者による持参とします。

(4) 提出部数

- ① 業務提案書正本（様式第 8-1 号）・・・・・・・・・・・・・1 部
- ② 業務提案書副本（様式第 8-2 号）・・・・・・・・・・・・・9 部
- ③ 提案見積書（様式第 9-1 号）、見積内訳書（様式第 9-2 号）・・・・・・・・各 1 部
- ④ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 11 号）・・・・・・・・1 部
- ⑤ 電子媒体による業務提案書正本（様式第 8-1 号）を記録した CD-R・・・・・・・・1 枚

(5) 業務提案書の内容

業務提案書には、次に定める提出書類及び業務提案に関する書類を添付してください。

- ①・会社概要書（様式第 2-1 号）
- ②・財務状況関係書類（任意様式）
 - 各会計年度における
 - ・直近 2 年分の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）
 - ・直近 5 年分の経営比率計算書（様式第 2-2 号）及び直近の添付書類
- ③ 類似業務受託実績表（様式第 3 号）及びそれを証する契約書の写し（参加資格要件を満たす受託実績を最大 5 件まで記入する。）
- ④ 配置予定業務責任者の業務経歴（様式第 4-1 号）、在籍証明書（様式第 4-2 号）
（業務提案書副本（様式第 8-2 号）に添付する在籍証明書（様式第 4-2 号）はコピー可とする。）
- ⑤ 業務体制及び業務執行計画
- ⑥ 地域貢献（地元雇用等）に対する考え方
- ⑦ 受付業務（窓口・電話、埋設照会、水道料金等収納業務含む）に対する考え方
- ⑧ 検針業務（再検針調査業務含む）に対する考え方
- ⑨ 開閉栓業務（精算業務含む）に対する考え方
- ⑩・メーター入出庫及び保管業務に対する考え方
- ⑪・中高層集合住宅等の特別取扱業務に対する考え方
- ⑫・滞納整理業務に対する考え方
- ⑬・電子計算処理業務に対する考え方
- ⑭・研修体制に対する考え方
- ⑮・個人情報保護等に対する考え方
- ⑯・災害及び緊急時対策等危機管理に対する考え方
- ⑰・お客さまサービスの向上を踏まえた、どのような経営効率化策をもっているか

(6) 業務提案書の作成形態

- ① 業務提案書（正本）の表紙には様式第 8-1 号、業務提案書（副本）の表紙には様式第 8-2 号を使用し、受付番号、提案事業者名、提出日を記載し、正・副各本とも最初に目次を付け、以降各頁に番号を記入し提出部数ごとに綴り提出してください。
- ② 業務提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格 A4 版縦置き横書き左綴りで、原則、両面印刷の書類とするが、必要に応じ A3 版横置きの片面印刷も可とし、とじ込み折りの上、正本 1 部、副本 9 部を提出してください。
- ③ 紙媒体での提出に加え、紙媒体の内容を記録した電子媒体も同時に提出すること。
電子媒体での提出は CD-R に業務提案書（正本）を PDF ファイル形式で記録したものを 1 枚作成のうえ提出すること。

(7) 注意事項

- ①業務提案書の内容に見積金額は記載しないでください。
- ②業務提案書等は、「一宮市水道料金徴収等業務委託プロポーザルによる事業者選定評価基準」を参考に、評価基準の対象となる項目を記載してください。

(8) 提案見積書

提案見積書（様式第 9-1 号）及び見積内訳書（様式第 9-2 号）は、業務提案書とは別の封

筒に入れ、封かんの上、1部提出してください。

(9) その他

- ① 提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とします。
- ② 提出された提案書等は返却しません。

7 提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、提案書等の作成に係る質問書（様式第 7-1 号）により質問内容を電子メール（メールアドレス：eigy@city.ichinomiya.lg.jp）で提出してください。
- (2) 質問受付期間については、プロポーザル参加資格審査結果通知書に記載するものとします。質問に対する回答は、全ての参加事業者に対して電子メールにより行い、電話及び口頭による個別の対応は行いません。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出された後、評価検討会は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング開催通知書（様式第 10 号）により通知します。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは、各参加事業者 30 分以内とします。プレゼンテーション終了後、ヒアリングを 30 分程度行います。

(3) 実施方法

- ① 自由形式とし、希望する参加事業者は、プロジェクター等の電子機器を用いて行うことができます。但し、スクリーン以外のプレゼンテーションに使用する機器等は、すべて参加事業者において用意してください。
- ② 提案書等提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。
- ③ 出席人数は、提案書等の内容を熟知している 6 名以内とします。また、業務内容に関するプレゼンテーションは、本業務委託に配置予定の業務責任者が行うものとします。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 11 号）で業務提案書提出時に担当者に 1 部届出をしてください。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの順番

プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は、参加申込時の受付番号の順とします。

9 選定結果の通知

- (1) 受託候補事業者の選定結果は、令和 7 年 6 月下旬に参加事業者へ文書で通知を予定しています。当該通知予定日に変更がある場合は、一宮市上下水道部から参加事業者に対し、別途通知を行うものとします。なお、電話等による問い合わせには応じません。
- (2) 受託候補事業者に決定した参加事業者には、受託候補事業者選定結果通知書（様式第 12 号）を送付します。
- (3) 受託候補事業者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）には、受託候補事業者非選定結果通知書（様式第 13 号）（以下「結果通知書」という。）を送付します。
- (4) 非選定事業者は、結果通知書発送日以後 5 日以内（土曜日・日曜日・祝休日を除く。）に限り、非選定結果について書面により説明を求めることができます。説明を求める場合は、説明要求書（任意様式）を一宮市上下水道部営業課に提出してください。但し、参加事業者の評価基準総合点に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求には応じないものとします。

10 企画・提案に不適合及び疑義がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等が不適合であることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を評価検討会が審査し、その取扱いについて決定します。当該参加事業者に、不適合事項についてのヒアリングを行う場合もあります。

その不適合事項が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もあります。

また、参加事業者の提出書類、参加資格等に疑義が生じた場合、確認のため委託先水道事業体等に直接問い合わせを行います。

11 参加事業者は、プロポーザルの参加により、本要領等を遵守することを誓約したものとみなします。参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、上記 10 に準じて取り扱うこととします。

12 本業務委託に係る契約の条件等については、提案書等の内容を基本として、管理者と受託候補事業者との協議により定められるため、提案書等は確実に実現できる範囲で記載すること。

13 管理者が必要と認めた場合には、プロポーザルを中止又は延期等することがあります。

14 本要領に定める事項以外に、プロポーザルの実施にあたり必要な事項が生じた場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知前においては、一宮市公式ウェブサイト＞しごと・産業＞企画提案＞営業課の企画提案 を通じて、またプロポーザル参加資格審査結果通知後においては、参加事業者に書面で通知することとします。

15 問い合わせ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) 担当（事務局）及び提出先

〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市役所本庁舎 10 階
一宮市上下水道部営業課 プロポーザル担当 内藤・土谷

(2) 電話番号

0586-85-7094

(3) 電子メール

eigy@city.ichinomiya.lg.jp

附 則

1 この要領は、令和 7 年 4 月 3 日から施行する。

2 この要領は、受託者と本業務委託の契約を締結した日をもって廃止とする。